○厚生労働省令第十七号

健康増進法の一部を改正する法律（平成三十年法律第七十八号）の施行に伴い、並びに健康増進法（平成十四年法律第百三号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、健康増進法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年二月二十二日

厚生労働大臣　根本　匠

健康増進法施行規則等の一部を改正する省令

（健康増進法施行規則の一部改正）

第一条　健康増進法施行規則（平成十五年厚生労働省令第八十六号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第十六条の二第二項第二号の厚生労働省令で定める栄養素） **第十一条**　（略） （健康増進法施行令第三条第一号の厚生労働省令で定める専修学校及び各種学校） **第十二条**　健康増進法施行令（平成十四年政令第三百六十一号。以下「令」という。）第三条第一号の厚生労働省令で定める専修学校は、高等課程、専門課程又は一般課程（一般課程においては、二十歳未満の者が主として利用するものに限る。）を有するものとする。 2　令第三条第一号の厚生労働省令で定める各種学校は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成二十二年文部科学省令第十三号）第一条第一項第四号に掲げるものその他二十歳未満の者が主として利用するものとする。 （令第三条第五号の厚生労働省令で定める独立行政法人海技教育機構の施設） **第十三条**　令第三条第五号の厚生労働省令で定める独立行政法人海技教育機構の施設は、独立行政法人海技教育機構法（平成十一年法律第二百十四号）による独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程の本科、専修科及び乗船実習科の施設とする。	（法第十六条の二第二項第二号の厚生労働省令で定める栄養素） **第十一条**　（略） （新設）

（令第三条第九号の厚生労働省令で定める教育施設）

第十四条　令第三条第九号の厚生労働省令で定める教育施設は、次のとおりとする。

一　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十三条第三項第一号に規定する児童福祉司又は児童福祉施設の職員を養成する施設及び同法第十八条の六第一号に規定する保育士を養成する施設

二　あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）第二条第一項第一号及び第二号に規定する養成施設

三　理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第三条第三項に規定する理容師養成施設

四　栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）第二条第一項に規定する栄養士の養成施設

五　保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第十九条第二号に規定する保健師養成所、同法第二十条第二号に規定する助産師養成所、同法第二十一条第三号に規定する看護師養成所及び同法第二十二条第二号に規定する准看護師養成所

六　歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）第十二条第二号に規定する歯科衛生士養成所

七　教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第五条第一項に規定する養護教諭養成機関、同法別表第一備考第二号の三及び第三号に規定する幼稚園、小学校、中学校又は特別支援学校の教員養成機関並びに同法別表第二の二備考第二号に規定する栄養教諭の教員養成機関

八　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十九条第一項第二号に規定する養成機関

（新設）